

令和7年12月10日開会

## 第4回 更別村議会定例会議案

議案第80号

更別村福祉ホーム設置条例制定の件

更別村福祉ホーム条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西山 猛

1 理 由

障がいを持つ方の「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自立や地域移行を進める拠点として、現に住居を求めている障害者等に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設として更別村福祉ホームを設置するため、この条例を制定しようとするものである。

2 要 旨

- (1) 目的、定義、名称、位置のほか、事業に関し必要な事項を規定する。
- (2) 利用対象者の範囲、利用の申請、利用の決定及び利用料等のほか、利用に関し必要な事項を規定する。
- (3) 審議会、損害賠償及び委任に関し必要な事項を規定する。

## 更別村福祉ホーム設置条例

### (目的)

第1条 この条例は、更別村福祉ホーム（以下「福祉ホーム」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は医師の意見書等により精神障害者と確認できる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証（精神通院）を所持している者

### (設置)

第3条 この福祉ホームは、現に住居を求めている障害者等に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的として設置する。

### (名称及び位置)

第4条 福祉ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 更別村福祉ホーム
- (2) 位置 更別村字更別南3線95番地8

### (事業)

第5条 福祉ホームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活の場を提供し、自立生活に必要な援護及び指導を行うこと。
- (2) 障害福祉サービスの利用や地域生活への円滑な移行を目的として実施する一人暮らし等の体験の機会や場を提供する体験入居を行うこと。
- (3) 地域と連携した多世代交流や集いの場の提供及びふれあい交流を行うこと。
- (4) 創作的活動又は生産活動を行う機会の提供を行うこと。
- (5) その他村長が必要と認めること。

2 村長は、事業の一部又は全部を適切な事業運営ができると認められる法人に委託することができる。

(利用対象者の範囲)

第6条 利用対象者は、18歳以上65歳未満の障害者等で次のいずれかに該当する者とする。ただし、常時の介護又は医療を必要とする状態にある者を除く。

- (1) 更別村に住所を有する者で障害者就労支援事業所等に通所する又はしている者若しくは一般就労しているが生活面での支援が必要と認められる者
- (2) 更別村に住所を有する障害者就労支援事業所等に通所する又はしている者若しくは更別村に住所を有する事業所で一般就労しているが生活面での支援が必要と認められる者
- (3) その他村長が必要と認めた者

2 前項の「障がい者就労支援事業所等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号及び第2号に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。

(利用の申請)

第7条 福祉ホームを利用しようとする者は、村長に利用の申請をしなければならない。

(利用の決定)

第8条 村長は、前条の申請があったときは、利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 村長は、利用の決定をする場合において、福祉ホームの管理運営上必要があるときは、条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 前条の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、福祉ホームを利用する権利を第三者に譲渡し、又は貸してはならない。

(利用の制限等)

第10条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の条件を変更し、利用を制限し、停止若しくはその利用の決定を取り消すことができる。この場合、利用者に損害を及ぼすことがあっても、村長は賠償の責めを負わない。

- (1) 第6条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の決定となった事実が明らかになったとき。
- (3) 第8条第2項の規定による利用の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあるとき、又は集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。
- (5) 建物及びその備付物件を毀損又は滅失するおそれのあるとき。
- (6) 村税等を滞納しているとき。
- (7) 福祉ホームの管理運営上支障があると認められるとき。
- (8) その他利用者等に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、福祉ホームの利用を終えたとき、又は前条の規定により利用の決定を取り消されたときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。

(利用料等)

第12条 利用者は、福祉ホームの利用に係る利用料及び管理費（以下「利用料等」という。）を納付しなければならない。ただし、災害、一時保護その他特別の理由があると村長が認めたときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

2 第5条第1項第1号の決定を受けた利用者の利用料等は、別表第1に定める利用料及び管理費の合算額とし、利用者から徴収するものとする。

3 第5条第1項第2号の決定を受けた利用者の利用料等は、別表第2に定める額とし、利用者から徴収するものとする。

(利用料等の還付)

第13条 既に納めた利用料等は、還付しない。ただし、村長が正当な理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(審議会)

第14条 村長は、福祉ホームの入居者選考基準並びに維持、管理及び運営に関する事項の諮問機関として、更別村保健福祉推進委員会条例（平成14年更別村条例第9号）に基づく更別村保健福祉推進委員会をあてるものとする。

2 更別村保健福祉推進委員会は、村長の諮問に応じて調査審議し、村長に答申するものとする。

(損害賠償)

第15条 福祉ホームの建物、設備その他の物品を毀損又は滅失した者は、生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

福祉ホーム利用料及び管理費（月額）

区分	対象収入による階層区分	利用者負担額（円）	
利用料	A	1,248,000円以下	9,700
	B	1,248,001円～1,476,000円	11,200
	C	1,476,001円～1,668,000円	12,800
	D	1,668,001円～1,896,000円	14,500
	E	1,896,001円～2,232,000円	16,600
	F	2,232,001円～2,568,000円	19,100
	G	2,568,001円～3,108,000円	22,400
	H	3,108,001円以上	25,800
管理費		5,000	

(1) この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(2) 月の途中で入退所した日の属する月の利用者負担額は、次の算式により算出した額（円未満切り捨て）とする。

利用者負担額 × (当該月の実入居日数 / 当該月の実日数)

(3) 利用者は、利用料及び管理費のほか、食費及び居室に係わる光熱水費を実費負担する。

別表第2（第12条関係）

体験入居事業を利用する者の利用料等

利用料区分	金額	備考
利用料	1室につき 1,900 円／1泊	宿泊の利用時間は、午後3時から翌日の午前10時までとする。ただし、2泊以上継続して利用する場合や特別な理由がある場合は、この限りでない。
食費	1食につき	実費

## 議案第81号

### 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西 山 猛

#### 1 理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業が創設され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において市町村による認可事業として位置付けられ、その設備及び運営について、内閣府令で定められている「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に基づき条例を制定する必要があるため、この条例を制定するものである。

#### 2 要 旨

- (1) 趣旨、定義及び最低基準の目的等のほか、総則に関し必要な事項を規定する。
- (2) 乳児等通園支援事業の区分、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に関し必要な事項を規定する。
- (3) 雑則として、電磁的記録に関し必要な事項を規定する。

更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児のうち、出生後6月以上経過した者をいう。
- （2） 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の規定に基づく教育・保育給付認定を受けている者を除く。）をいう。
- （3） 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- （4） 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」とい

う。)は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が、乳児等通園支援を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 村長は、更別村子育て委員会の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健

衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装備を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を

与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 乳児等通園支援事業の区分

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業

所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- （2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3） ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4） 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （5） 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- （6） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- （7） 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （8） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は

設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 待避上有効なバルコニー</li> <li>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>4 屋外階段</li> </ol>
3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>3 屋外階段</li> </ol>
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 （ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室</li> </ol>

		<p>が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設

備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（保育士又は法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）  
(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一

般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第82号

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例制定の件

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例（平成28年更別村  
条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

更別村地域創造複合施設の施設の構成にイベント広場を追加し、使用  
料を設定するため、この条例を制定しようとするものである。

2 要 旨

- (1) 更別村地域創造複合施設の施設の構成に「イベント広場」を加  
える。
- (2) 別表にイベント広場の使用料を加える。

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例（平成28年更別村条例第28号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後									
<p>(施設の構成) 第4条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(7) (略)</p> <p>別表 (第11条第1項関係) 1～5 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 営利を目的として使用する場合は、前号の使用料の3倍の額を徴収することができる。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(施設の構成) 第4条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) イベント広場</p> <p>別表 (第11条第1項関係) 1～5 (略)</p> <p>6 イベント広場</p> <table border="1" data-bbox="614 1108 742 2027"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イベントスペース</td> <td>1時間</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>出店料</td> <td>1店/日</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 営利を目的として使用する場合は、前号の使用料の3倍の額を徴収することができる。ただし、イベント広場出店料を除く。</p> <p>(6) (略)</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	区分	単位	使用料 (円)	イベントスペース	1時間	480	出店料	1店/日	1,000
区分	単位	使用料 (円)								
イベントスペース	1時間	480								
出店料	1店/日	1,000								

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第83号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年更別村条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西山 猛

### 1 理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）への移行に伴い、関係する条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

### 2 要旨

法定事務や準法定事務において、住登外者宛名情報を庁内連携により利用するための規定を加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年更別村条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、村長又は更別村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務並びに村長又は教育委員会が第3項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 村長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（村の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものによる住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつて自らが保有するものを利用することができる。</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、村長又は更別村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 村長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（村の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものによる住登外者の情報の管理に関する情報 て自らが保有するものを利用することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号

更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例  
制定の件

更別村福祉の里総合センター設置条例（平成16年更別村条例第3号）の  
一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

北海道知事が指定する「公衆浴場入浴料金の統制額」の改正に伴い、  
老人保健福祉センター部門浴室使用料の大人（高校生以上）1回券及び  
回数券の料金の改正をしようとするものである。

2 要 旨

- (1) 大人一回券を「450円」から「500円」に改める。
- (2) 大人回数券（11枚券）を「4,500円」から「5,000円」に改め  
る。

更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例

更別村福祉の里総合センター設置条例（平成16年更別村条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後		現行	
別表第3（第12条関係） 老人保健福祉センター部門使用料 1（略） 2 個人使用		別表第3（第12条関係） 老人保健福祉センター部門使用料 1（略） 2 個人使用	
浴室	区分 大人 （村内に住所を有する 満65歳以上の者及び身 体障害者手帳・療育手 帳若しくは精神障害者 保健福祉手帳の交付を 受けている者）	1 回券 500（100）	使用料（円） 回数券（11回券） 5,000（1,000）
	中学生	（略）	（略）
浴室	小学生	（略）	（略）
（注）大人とは、高校生以上（村内に住所を有する満65歳以上の者を除く。）の者をいう。		（注）大人とは、高校生以上（村内に住所を有する満65歳以上の者を除く。）の者をいう。	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第85号

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西 山 猛

### 1 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正されたことに伴い、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

### 2 要 旨

- (1) 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定する。
- (2) 利用乳幼児に対して行う健康診断の全部又は一部を行わないことができる要件に、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときのほか、乳幼児に対する健康診査が利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断に相当すると認められるときを加える。
- (3) 配置する職員の要件に、保育士のほか地域限定保育士を加える。

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行				
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合における健康診断の全部又は一部を行わず、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="933 1153 1173 2027"> <tr> <td data-bbox="933 1601 1093 2027">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="933 1153 1093 1601">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1601 1173 2027">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="1093 1153 1173 1601">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3・4 (略) (職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育</p>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3・4 (略) (職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育</p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

者をいう。以下同じ。)は、村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(保育士又は法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)・(2) (略)

3 (職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(認定地方公共団体の区域にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))その他保育に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2・3 (略)

者をいう。以下同じ。)は、村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(保育士又は法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)・(2) (略)

3 (職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士

、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士

その他保育に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所)については、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。) 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所については、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次項において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所)については、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。) 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所については、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士

、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所については、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次項において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士

その他保育に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。) 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所については、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

議案第86号

更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例制定の件

更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が一部改正されたことに伴い、更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

2 要 旨

- (1) 配置する放課後児童支援員の要件に、保育士のほか地域限定保育士を加える。
- (2) 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定する。



議案第87号

更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件

更別村学童保育実施条例（平成15年更別村条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

保育料を無料とする世帯に、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯のほか、市町村民税非課税世帯及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯を加えることにより、経済的負担の軽減を図り子育てをしやすい環境を整備するため改正しようとするものである。

2 要 旨

保育料を無料とする世帯に、市町村民税非課税世帯及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯を加える。

更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例

更別村学童保育実施条例（平成15年更別村条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(保育料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分（4月から6月まで）については、前年度分の市町村民税が非課税である世帯及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯は、無料とする。</p>	<p>(保育料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯は、無料とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第88号

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例（平成26年更別村条例第13号）の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西 山 猛

1 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が一部改正されたことに伴い、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものである。

2 要 旨

特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定する。

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(虐待等の禁止)                      第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに                      対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園</u>                      である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27                      条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつ                      ては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第                      27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定                      子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(虐待等の禁止)                      第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに                      対し、児童福祉法第33条の10各号</p> <p>子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第89号

更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例制定の件

更別村新規就農者受入特別措置条例（平成10年更別村条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出

更別村長 西山 猛

1 理由

助成金の交付について、適正な助成対象期間を設定するため、この条例を制定しようとするものである。

2 要旨

第4条第1号及び第3号に規定する助成対象期間を改める。

更別村新規就農者受入特別措置条例の一部を改正する条例

更別村新規就農者受入特別措置条例（平成10年更別村条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(助成金の交付)</p> <p>第4条 村長は、この条例による新規就農者の認定を受けた者に対し、次の各号に掲げる助成金を交付することができる。</p> <p>(1) 就農計画を達成するために必要な農用地及び農業用施設用地並びに農業用施設等（以下「農用地等」という。）の賃貸借契約（営農初年度に締結したものに限る。）を締結している期間の内、支払開始年度から5年の間、賃借料の2分の1に相当する金額を助成金として交付する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 就農計画を達成するために必要な農用地等を取得するために借り入れた資金に係る金利について、償還開始年度から5年の間、毎年度支払いする金利の2分の1に相当する金額を助成金として交付する。</p>	<p>(助成金の交付)</p> <p>第4条 村長は、この条例による新規就農者の認定を受けた者に対し、次の各号に掲げる助成金を交付することができる。</p> <p>(1) 就農計画を達成するために必要な農用地及び農業用施設用地並びに農業用施設等（以下「農用地等」という。）の賃貸借契約（営農初年度に締結したものに限る。）を締結している期間の内、営農初年度から5年間に係る賃借料の2分の1に相当する金額を助成金として交付する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 就農計画を達成するために必要な農用地等を取得するために借り入れた資金に係る金利について、<u>営農初年度</u>から5年の間、毎年度支払いする金利の2分の1に相当する金額を助成金として交付する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件

更別村地域創造複合施設の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

令和7年12月10日提出

更別村長 西 山 猛

1 管理を行わせる公の施設の名称

更別村地域創造複合施設（地域創造センター、地域創造センター別棟、地域交流センター、情報発信館、未来型物産館、職業体験館、環境型産業館、イベント広場）

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 オカモト 代表取締役 岡 本 謙 一

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年更別村条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。